

JIS

鉄道用分岐器類

JIS E 1303 : 2001

(2005 確認)

平成 13 年 6 月 27 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS E 1303 : 1993が改正され、この規格に置き換えられる。

この規格に従うことは、次に示す特許権の使用に該当するおそれがある。

1. 発明の名称 轆叉軌条
設定登録日 昭和59年6月28日(圧接クロッシングについて)
2. 発明の名称 溶接クロッシング及びその製造方法
設定登録日 昭和63年1月30日(無開先電子ビーム溶接クロッシングについて)

なお、この記載は、上記に示す特許権の効力、範囲などに関して何ら影響を与えるものではない。

上記特許権の使用は、日本工業標準調査会に対して、非差別的、かつ、合理的な条件で、いかなる者に対しても当該特許権の実施を許諾する意志があることを保証している。

この規格の一部が、上記に示す以外の技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性がある。主務大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出題にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS E 1303には、次に示す附属書がある。

- 附属書1(規定) 組立分岐器類
附属書2(規定) スラッククエンチ用Sレール

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 28.10.17 改正：平成 13.6.27

官 報 公 示：平成 13.7.5

原案作成協力者：鉄道分岐器工業協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 鉄道部会（部会長 石田 義雄）

この規格についての意見又は質問は、国土交通省鉄道局技術企画課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1-3 : TEL. 03-5253-8111(代表)], 経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1 : TEL. 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

鉄道用分岐器類

E 1303 : 2001

Railway turnouts and crossings

1. 適用範囲 この規格は、軌間1067 mm及び1435 mmの鉄道用分岐器類(以下、分岐器類という。)について規定する。ただし、全国新幹線鉄道整備法に基づく新幹線鉄道用分岐器類には適用しない。

2. 引用規格 付表1に示す規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、JIS E 1311によるほか、次による。

a) 無開先電子ビーム溶接クロッシング レール母材同士の溶接面を開先を付けずに密着させ、真空中で密着面に電子ビームを照射させて溶接したクロッシング。

4. 分岐器類の種類 種類は、次の4種とする。

- a) 片開き分岐器
- b) 両開き分岐器
- c) ダイヤモンドクロッシング
- d) 乗越分岐器

5. 構成及び形状・寸法

5.1 構成 分岐器は、ポイント、クロッシング、ガード及びレールから構成し、ダイヤモンドクロッシングは、K字クロッシング、クロッシング、ガード及びレールから構成する。

構成の例を、図1及び図2に示す。

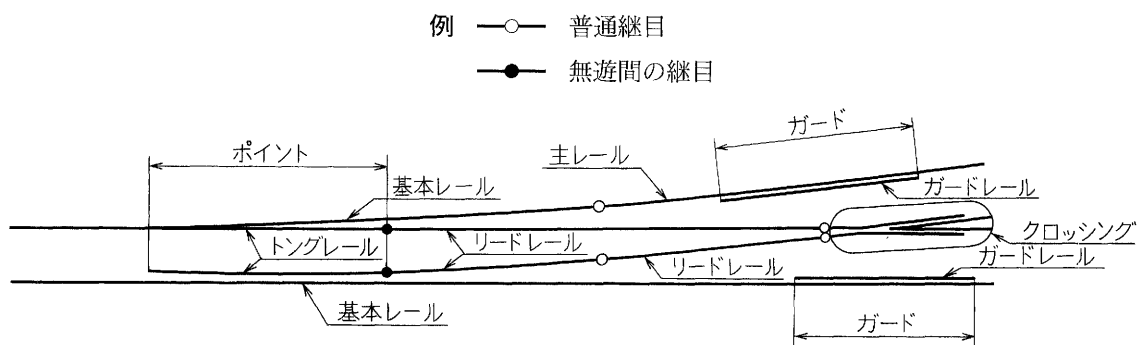


図1 片開き分岐器の一例